

広島県告示第九百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十四年十二月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年十二月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道浜田八重可部線	安芸高田市八千代町勝田字化正面二三〇六番六地先から安芸高田市八千代町勝田字化正面二三〇八番一地先まで	平成二十四年二月三日